(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他　自衛艦四隻
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第二百十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月四日　防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十二月十五日及び同月十六日（予備、同月十七日）の毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他　自衛艦五隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第二百十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月四日　防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十二月十九日（予備、同月二十日から同月二十四日まで）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦その他　自衛艦三隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第二百十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月四日　防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十二月二十日（予備、同月二十一日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他　自衛艦七隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇関東地方整備局告示第三百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月四日　関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十八号　上田市上田字蛇沢一三五三番一から同市上田字中丘一四七九番八まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月四日

〇中部地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十三号　安城市榎前町狐塚四四番二から同市高棚町芦池一一八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月六日

〇中部地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別
関市小屋名字地蔵堂一〇二五番一から同市小屋名字地蔵堂一〇三九番三まで	二〇・一〇〇メートル	五六・〇〇キロメートル	前
	三一・四〇〇メートル	六三・八〇〇キロメートル	後

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

〇中部地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十六号　関市小屋名字地蔵堂一〇二五番一から同市小屋名字地蔵堂一〇三三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月四日